

YELL・Spirits

2020年5月
エール・スピリッツ



Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email: info@sr-yell.com

URL: <http://www.sr-yell.com>



●代表より ●新型コロナウイルスに関する労務管理 ●コロナ支援情報提供 HPのご案内 ●コロナ関連の助成金・給付金 ●保険料納付猶予の特例 ●労働保険年度更新の時期 ●コロナ対応の方針 ●スタッフコラム

鎌倉です。このところ、コロナで企業を取り巻く大きな状況変化と経営に与える影響のご相談が続いていますが、今回は私生活の中で感じたことについて書きたいと思います。

今年、上の娘は中学2年生、下の息子は小学5年生になりました。といっても、すでに3月から終業式もないまま春休みに入り、新学年になっても一度も登校がなく、実感をもてないまま家にいる状況が3か月目・・・を迎えています。

そんな中、娘の学校から、連休明けからオンラインで始業式、そしてそれまでは実験的に行われていたWEB授業が本格化すると案内がありました。5月以降は当面すべてオンラインで行い、WEB試験も成績に反映されること、夏休みがなくなること、新学期には家庭で環境を整備するようという内容でした。その中で気になったのは、4月は中学2年生では6割しかオンライン授業に参加できていない実態と、スマホから授業を受けている生徒が1割いるという当校の統計でした。

一方、小5の息子は、神奈川TVで流れる短時間の授業に、時間を持て余し・・・塾で実験的に始まったオンライン授業に参加したものの、集中できずに遊びはじめ、ウロウロ・・・とまあ、自分で計画を立てたり、コントロールすることができず、姉のWEB授業を妨害して喧嘩を仕掛ける・・・という状況なので、自宅での自主学習の難しさも感じています。

企業はコロナ感染拡大防止のため、急遽テレワークの導入を進めたところも多かったと思いますが、経営者の判断で、テレワークの試行錯誤もスピード感をもって進められているところが多かったと思います。しかし、学校はもう3か月目の自宅待機となりますが、通う学校や環境によって大きく差があるのが現状だと感じます。学ぶ環境整備、そして学ぶ権利の保障は諸外国と比べて大きく遅れている。そして、何より、子供自身の学ぶ力、自己コントロール力、自己責任も試されますね・・・。(大人のテレワークもそうですが、子供はより顕著に顕れます。自己コントロールできないオンライン授業が向かない子をどうするか？ 学ぶ環境をどう整えるか？ 教師の対応力・質によるオンライン授業のレベル差をどうするか？ オンラインで成り立たない科目をどう補完するか？ 等は課題だと感じます。)

そんな中、連休中に知り合いの先生に、理科のオンライン授業に声をかけていただき、横で見る機会がありました。そこでの気づきは、①オンラインも準備・工夫次第で可能性は広がる ②人数を絞れば、参加者に合わせ内容を組み立てられ、満足度は上がる ③オンライン授業も双方向にして、子供同士も情報交換させると盛り上がる。ファシリテーターがカギ ④参加して楽しければ、次回につながるので一回目が大事 ⑤オンラインは保護者(第三者)の参加もできる ⑥意見を吸い上げ、失敗から改善を重ねる・・・これらは、ビジネスのオンラインコミュニケーションでも参考になり、工夫次第で限界は突破できるんだと体感することができ、面白かったです。個人の私生活でもいろいろなことが急速に変化していますので、企業もその変化に合わせていろいろ試す必要がありますね！これから取り組みたいのは、

①オンラインビジネスの構築 ②社内外含めたオンラインコミュニケーションやコミュニティーのあり方 ③在宅勤務のマネジメントです。エールも次のステージを考えて、いろいろ試行錯誤したいと思います！

第112回未来創造塾&ZOOM 質疑応答・コロナ関連最新の施策についての情報提供・情報交換会
(詳細は添付のご案内をご覧ください)

5月14日(木)16時~18時の後、オンライン
質疑応答・情報交換会を開催します！ZOOM
でご参加ください。詳細は佐佐・天方まで。

新型コロナウイルス対応に関する労務管理

緊急事態宣言も期間が延長され、雇用調整助成金等のご相談の他、様々な労務管理上のお問い合わせをいただいております。そこで、今月号では、新型コロナウイルス感染症に関する労務管理について、Q&A方式でご案内します。

Q1 従業員本人が微熱が続いているため、休んでもらう場合は休業手当の支払いは必要ですか？

A1 通常どおり、仕事ができる健康状態であるが、感染予防のため、会社からの指示で休んでもらう場合は、休業手当の支払いが必要です。一方、仕事ができる状態でない(高熱や倦怠感がある)場合、従業員本人が体調不良を理由に欠勤を申し出た場合は、通常どおり、病欠と扱って差し支えありません。また、従業員本人ではなく、従業員の家族が発熱し、感染予防のため、会社からの指示で休んでもらう場合も休業手当の支払いが必要です。(ただし、家族が感染し、従業員本人が濃厚接触者として、保健所の要請に基づいて自宅待機する場合は、会社から命じたものではないため、休業手当の支払いは不要です。)

Q2 従業員を在宅勤務としています。その間の通勤手当は支払わなくてもいいですか？

A2 就業規則、賃金規程で通勤手当の支払い方をどのように定めているかによります。

通勤手当を「実費で支払う」「通勤経路の最短距離もしくは合理的な方法による費用を支給する」と定めている場合は、通勤手当は通勤に要する実費を支払うことが明記されているため、その間の通勤手当の支払いは不要です。

Q3 自粛要請対象外の業種のため、全社的な休業は行っていないませんが、従業員が「感染したくない」という理由で出社しません。休業させなければいけませんか？

A3 自治体からの自粛要請に対し、どのように対応するかはあくまでも企業ごとの判断です。

企業として、在宅勤務、時差出勤、一時的にマイカー通勤を認める等の安全配慮の措置を可能な範囲でとるべきではありますが、休業するかは会社が決めることであり、個々の従業員が判断すべきことではありません。

ただし、従業員が年次有給休暇の取得を希望した場合は、理由が何であれ会社は拒むことはできません。(会社や事業運営上の必要性によっては、取得時季を変更することは可能です。)一方、有給休暇がない場合、「欠勤」する権利は従業員にはないため、就業規則の規定により、処分も検討可能です。他の従業員が就業している中、身勝手な行動は問題がありますが、まずは、当該従業員とよく話をし、何らかの事情を抱えていないか確認しましょう。

Q4 4月に新卒の従業員が入社し、3ヶ月の試用期間中ですが、入社早々から休業を行っているため6月までの試用期間中では本採用の判断ができません。どのようにしたらいいですか？

A4 就業規則に「試用期間の延長」についての定めがあれば、試用期間を延長します。試用期間は自社の従業員と相応しいか様子見する期間ですが、休業期間中では正しく判断ができません。試用期間が延長されるということは、新卒の従業員にとっては、不安定な状態が続くことになりますので、事前にきちんと説明を行って下さい。また、休業期間が長引いたことによる、試用期間の延長は従業員に非はありません。試用期間中の労働条件を本採用後と変えている場合は、それぞれについて、どのように取り扱うか個別の検討も必要でしょう。

新型コロナウイルス関連支援 エールからの情報提供について

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金をはじめとする新型コロナウイルス感染症に関する助成金や企業支援については日々更新、情報が発表されています。月1回発行の本エール・スピリッツでは情報提供が遅くなるため、弊社では次の方法で顧問先企業様に役立つ情報を提供させていただいております。ぜひご確認、ご活用下さい。

① 弊社ホームページ <http://www.sr-yell.com>

ホームページトップ画面にある **新型コロナウイルス関連のご支援** ボタンをクリックしてください。

新型コロナウイルス関連のご支援

「雇用調整助成金(コロナ特例)」「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」「小学校休業等対応助成金」等の最新助成金情報、「労働保険・社会保険料等納付猶予制度」「その他の企業支援」についてご案内しています。

★雇用調整助成金等については、制度の概要、申請書類の書き方等、経営者・人事担当者の方がご自身で申請できるよう詳細を動画でご案内しております。

② メールマガジン

通常の情報発信に追加し、助成金等情報が更新された際に最新情報をご案内しております。現在、弊社からのメルマガが届いていない企業様で配信を希望される場合は、弊社担当者または天方(アマカタ)までご連絡下さい。

③ facebook

詳細情報はHP、メルマガで配信していますが、厚生労働省等からの発表をご案内しています。

雇用調整助成金は、連休中も次々と要件緩和等が発表されています。現在、助成額の上限(8,330円/日・人)の見直しも議論されていますので、最新の動向をご確認下さい。書式も最新のものに注意してください。

休業手当を支払う場合の注意点

注意1 : 給与計算時の休業手当の社会保険料・雇用保険料・所得税

所得税 ⇒ 課税対象
雇用保険料 ⇒ 控除計算対象(通常の基本給・諸手当と同様に計算対象)
社会保険料 ⇒ 対象

※社会保険料については算定基礎届・月額変更届により、社会保険料が見直された場合に変更されます。

注意2 : 休業手当が含まれる場合の平均賃金の算出

平均賃金は、原則として、過去3ヶ月分の総支払賃金をその期間の暦日数で除して算出します。休業を行った場合に、通常の賃金よりも低い金額が支払われると、平均賃金がだんだんと低い額になっていくため、休業手当が含まれる場合の平均賃金は次のように計算します。

$$\frac{\text{過去3ヶ月分の総支払賃金} - \text{過去3ヶ月に支払われた休業手当}}{\text{過去3ヶ月の暦日数} - \text{休業手当が支払われた日数(期間)}} = \text{平均賃金}$$

注意3 : 社会保険料の改定

通常の賃金よりも低額な休業手当を支払う月が3ヶ月を超える場合は、月額変更届により社会保険料見直しの対象となります。(月額変更届提出時点で休業状況が解消していない場合)

例) 3月・4月・5月休業が続き、6/1時点でも休業が開始されていない場合

従前と比較し標準報酬月額が2等級以上下がっていれば、月額変更届により6月分保険料から社会保険料が改定されます。

新型コロナウイルス感染症に関する助成金・給付金

小学校休校等対応助成金

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の特別休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた企業に対する助成金が創設されていましたが、その対象となる期間が延長になりました。

対象期間

令和2年2月27日から3月31日までの間 → 令和2年2月27日から **6月30日まで**の間

子どもの要件

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として「臨時休業等」をした小学校等に通う子ども
「臨時休業等」とは・・・
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
 - ※ただし、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外。
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども
 - ・新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
 - ・医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母など)であって、子どもを現に監護する者

対象となる有給の特別休暇の範囲

◆「臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に関する休暇の対象

- ・学校については、学校の元々の休日以外の日(※日曜日や春休みなど元々休みの日は対象外)
- ・その他の施設(放課後児童クラブなど)は、本来施設が利用可能な日

◆「新型コロナウイルスに感染した子ども、または感染したおそれのある子ども」に関する休暇の対象

元々の休日にかかわらず、令和2年2月27日から同年6月30日までの間は全ての日
半日単位の休暇、時間単位の休暇として取り扱った場合も対象となります。

※勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外。

ご注意ください！

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合も対象になります。
ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。
労働者に対して支払う賃金の額は、年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額と同じ金額を支払うことが必要です。※助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

横浜市では、4月8日付けで家庭での保育が可能な場合には、登園を控える協力の依頼が保育所等から行われておりました。しかしながら、感染拡大が止まらず、保育所等でも感染者が出る状況となったため、さらなる「3密」(密閉・密集・密接)の改善を目的に、4月21日付けにて保護者の職業要件等を具体的に明示して保育所等への自粛要請が行われています。※他の市区町村でも同様の要請が行われております。
この助成金制度を利用することは義務ではありませんが、国からもできるだけ利用できるようにする協力依頼がでています。今後、長期化する可能性があるため、これまで対象としていなかった従業員について、可能であれば、制度を利用して生活を安定して少しでも不安を解消することを検討されてはいかがでしょうか。

新型コロナウイルス関連の給付金 ①持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、売上げの大幅な減少等の特に大きな影響を受ける事業者に対して支給される給付金が創設されました。申請は Web 申請が可能です！

給付額 法人は 200 万円、個人事業者は 100 万円 ※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分が上限。

売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)

※上記が基本ですが、前年に創業した法人・個人事業者についても特例が示されています。

支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で 50%以上減少している資本金 10 億円以上の大企業を除いた中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など会社以外の法人についても対象となります。

POINT

前年同月比▲50%月の対象期間

2020 年 1 月から 2020 年 12 月のうち、2019 年の同月比で売上が 50%以上減少したひと月について、事業者で選択。

申請方法

ホームページにアクセスし、メールアドレスで仮登録を行うと ID とパスワードが割り振られます。それによりマイページが作成され、情報を入力した上で、2019 年(法人は前事業年度)確定申告書の控えや売上減少を確認するための売上台帳の写し、給付金振込口座の写し等を添付します。

新型コロナウイルス関連の給付金 ②特例定額給付金

総務省より「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 20 日閣議決定)において、給付金制度が創設されました。申請は各市区町村へ Web または郵送にて行います。

給付額 給付対象者 1 人につき 10 万円

支給対象者

基準日(令和 2 年 4 月 27 日)において、住民基本台帳に記録されている者。受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

給付金の申請及び給付の方

(1) 郵送申請方式

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

(2) オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能)

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要)

★原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行われます。

申請受付及び給付開始日

各市区町村において決定され、申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から 3 か月以内

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う保険料納付猶予の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった事業主については、**事業主からの申請により**、特例として厚生年金保険料や労働保険料の納付を猶予することができるようになります。

	厚生年金保険料等	労働保険料
対象事業主	※①・②のいずれも満たすこと ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること ②一時的に納付を行うことが困難であること	※①・②のいずれも満たすこと ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること ②一時的に納付を行うことが困難であること
対象となる期間	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納付期限が到来する厚生年金保険料等	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納付期限が到来する厚生年金保険料等
延滞金	猶予期間中は免除	猶予期間中は免除
申請	要	要
申請先	厚生年金：管轄の年金事務所 健康保険： ・協会けんぽ加入 → 年金事務所 ・健康保険組合加入 → 健康保険組合	管轄の都道府県労働局



POINT

○納期限までに申請することが原則ですが

令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している厚生年金保険料、労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請すれば、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとなります。もし、まだ支払うことができていない企業様は、遡及できるので、届け出を忘れずにおこなってください。

○所管の年金事務所・都道府県労働局に「納付の猶予申請書（特例）」を提出します。（郵送でも受け付けられています。（※労働保険料納付猶予を電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請することになります。）

※根拠となる書類の準備が難しい場合は、相談にのってもらえます。

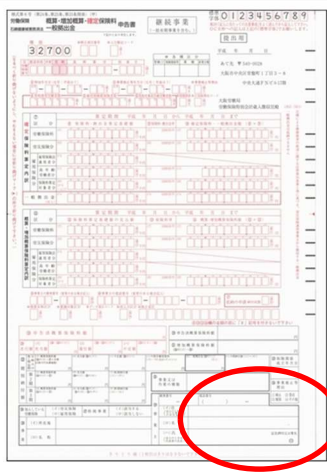
・国税、地方税又は労働保険料・厚生年金保険料等の納付猶予の特例が先に許可されている場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付することで、申請書の記載の一部を省略できます。

※相談しないままに滞納とならないようご注意ください。滞納となってしまうと、差し押さえ等のリスクが生じます。

お知らせ

労働保険事務組合以外のお客様へのご案内です

労働保険年度更新の時期になりました！



手続きをご依頼頂いている企業様へ

～ 労働保険料申告書が届いたら ～

- ① 労働保険料申告書の右下（左図の赤丸の箇所）に、1枚目と2枚目に代表印を押印し、弊社までご送付下さい。
（5月下旬に、労働局から発送されます。）
※切り取り線の下部も切り取らずそのままつけたままとして下さい。
- ② 労働保険料確定ため、3月支給分までの賃金台帳をご送付下さい。

代表印を1・2枚目に押印



エールからのお願い



◆退社・扶養異動のご連絡のお願い

入社・退職がある場合はお早めにご連絡ください。（健康保険証は弊社が手続きしてから発行まで2週間ほどかかります。）また、健康保険の被扶養者が就職された場合なども「被扶養者異動届」の提出が必要です。保険証を回収し、弊社までご送付下さい。

（お手続きに委任状が必要となる場合があります。詳細は担当者までご相談ください。）

◆昇給・降給等による賃金変更のご連絡のお願い

給与の昇降給・賃金体系の変更（人事制度改定、時給→月給 など）・諸手当（通勤手当含む）変更・役員報酬変更等がある場合は、必ずご連絡下さい。大幅な変更がある場合、標準報酬月額の見直し（月額変更届）が必要です。ご連絡がないと変更手続きが遅れ、変更時にさかのぼって標準報酬月額を訂正し、事業主様・従業員様双方に差額の保険料を負担していただくことになる場合がございますので、ご連絡漏れのないようお願い致します。

◆賃金台帳送付のお願い

5月・6月に労働保険と社会保険の手続きがありますので、下記の期間の賃金台帳をご送付いただきますようお願いいたします。

労働保険年度更新 ⇒ H31(2019)年4月～R2(2020)年3月支給分

社会保険算定基礎届 ⇒ R2(2020)年4月、R2(2020)年5月、6月支給分

◆マイナンバー送付のお願い

被扶養者の追加・削除手続きにマイナンバーが必要です。お手続きをご依頼いただく際は、従業員様ご本人分と手続きをするご家族のマイナンバーをご連絡いただくようお願いいたします。

※マイナンバーは、情報保護のため、MyKomon 電子会議室の「マイナンバー連絡」もしくは記録の残る郵便でご送付ください。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、弊社対応の方針について】

引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する政府方針を踏まえ、当面の間、訪問・ご来社等の対面でのお打合せを自粛し、Web 会議(zoom)でのお打合せを原則とさせていただきます。何卒、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

(緊急の対応やご相談内容により、ご要望いただきました場合は、これまでどおり対応させていただきます)

また、持続可能なサービス提供のため、一部従業員の在宅勤務を交代制で実施しております。

これまでどおり電話・メール等にてご相談いただけることはもちろん、通常通り業務を行ってまいります。しかしながら、一部ご不便をおかけすることがございますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

そして、緊急事態宣言が延長されたことも含め、雇用調整助成金、緊急相談などのお問い合わせが急増しており、弊社一同全力で対応にあたっております。しかしながら、非常に多くのご相談をいただいているため、順次対応はさせていただいておりますが、お待たせしてしまうことがございます。

引き続き、安定的なサービス提供に努めるためお客様への影響が最小限となるように体制をとってまいりますので、ご理解の程お願い申し上げます。

スタッフコラム



今月のコラムは“熱い心を秘めたお兄ちゃん的エール人”、可児が担当します。

可児です。

コロナウイルスの影響で休日を自宅で過ごす時間が増え、自由に外出できないもどかしさで、少しずつストレスを感じることはないでしょうか？

私はどちらかと言えばインドアですので、外出自粛要請が出た時は大丈夫だろうと思っていましたが、感染者数の拡大や、亡くなった方の報道を毎日見るたびに、人との接触を避けることによるコミュニケーション不足や、いい天気でも気兼ねなく外出できなかったり、気を使って生活しなければならない状況に、少しずつストレスを感じてきました。

そこでせっかく家に居るのであれば、今までやりたいと思っていたことを試してみようと、砥石(荒砥石と中砥石)を購入しました。

(更に仕上砥石というものもありますが、家庭用なのでまずは中砥石までとしました)

私の地元が岐阜県ですので、関市(地元では刃物で有名な町です)で購入したものを 15 年以上利用していますが、実は研いだことがなく、刃こぼれも起こしており、切りづらくなっていました。まずは YouTube や検索サイトで研ぎ方を自分なりに研究し、いざ実践してみました。

最初に荒砥石で刃こぼれを直すために学んだ通りに実践。少しずつ刃先が研磨され、刃こぼれが目立たなくなってきました。続いて中砥石で更に磨きをかけていきます。1時間くらい行ったでしょうか、ここで試しに野菜を切ってみたところ、驚くほど切れが良くなっていて、感動しました！！

素人なのでまだまだな部分はありますが、研いでいるときは無心になれ、研ぎ終わったら包丁がきれいに切れるという達成感もあり、小さな充実感を味わえました。それと同時に、定期的に刃を研ぐことの大切さは、仕事においても同じかもしれないと思いました。

コロナウイルスの収束と外出自粛要請の解除が、いつ行われるかわからない状況ですが、せっかくの時間を手にしたのであれば、普段できないことをして、小さな充実感を味わいながら、コロナウイルスに打ち勝ちましょう！